

## 解題

小林尋次について—水野鍊太郎「著作権法」を手直ししようとした学者行政官

### はじめに

明治 32 年（1899 年）制定の旧著作権法は、昭和 45 年（1970 年）末まで、施行されたが、この法律を立案したのが内務省の水野鍊太郎（1868～1949）である。当時、内務省が著作権法を所管していた。

この旧著作権法は、昭和 6 年及び昭和 9 年に一部改正されている。この二度の改正を担当したのが内務省の小林尋次（こばやし・ひろじ）である。

水野は、「著作権法要義 全」（有斐閣書房・明法堂、1899 年）及び「著作権法—明治 38 年法政大学講義録」（復刻版・1974 年）を著作し、「著作権ノ性質ニ就テ」を始として著作権に関する論文が多い。

小林は、昭和 3 年から約 10 年間、著作権法に関する事務を担当している内に、水野の著作権についての考えに、いくつか疑問をもった。

小林は、その後、他の官職を歴任したが、日本が大東亜戦争に敗戦すると、弁護士となった。敗戦後、内務省が廃止され、著作権の所管は、文部省に移管されていた。

小林は、昭和 32 年頃、文部省の著作権課長大田周夫を訪問し、著作権法改正の資料として、「現行著作権法の立法理由と解釈—著作権法全文改正の資料として」（文部省・1958 年）を手渡した。

大田課長が、活字にした小林の著書を中心に、小林の略歴および著作権、著作権法に対する考え方を紹介したい。

### 一、小林の略歴

小林尋次（1900—1977 年）は、大阪出身、小林秀一の次男に生れた。市岡中学から、一高、東大を出て、大正 14 年、内務省に入省し、広島県に配属された。同期に古井喜実（のち厚生大臣）がいる。昭和 3 年、内務省警保局図書課、昭和 4 年 1 月 1 日、事務官（現在の課長補佐に相当する）になっている。昭和 12 年 7 月 1 日現在まで図書課に在籍し、その後転出している。小林は、

著作権、選挙問題等を担当している。厚生省人口局長・健民局長、戦時中は、陸軍司政長官（スマトラ・ランボン州長官）、戦後、公職追放となり、弁護士を開業し、昭和 52 年 9 月 1 日死去した。77 歳。

## 二、小林は、水野の考え方と違う

水野は、大正元年から勅選の終身貴族院議員になり、昭和 6 年著作権法改正の際、内務省提出の原案を変更させている。このとき、著作権法改正を担当したのが内務省の事務官小林尋次であった。小林は先輩である水野に事前に説明をしていない。昭和 9 年著作権法改正にあたっては、小林は、水野に事前に根回しをして、今度は、原案通り通過させている。

しかし、水野と小林の「著作権」についての考えは違っていた。小林は、水野の創作した日本の著作権法を内務省の事務官として、法解釈を述べたり、二回の法改正を行うなど、「著作権法」を運用し、勉強しているうちに、水野の考える「著作権法」と小林がこうあるべきだと考える「著作権法」が違うことに気付いた。のち、公刊する「現行著作権法の立法理由と解釈」においてこう述べる。

「現行著作権法は、水野鍊太郎博士の創られた原法律に、私がその立法の立前にさえ手直しを加えた姿がその眞現存しているものと言ひ得る。従つて私は、現行著作権法に対して、著作者がその作品に対すると全く同じように、無上のなつかしさと、又何だか自分のアラを見透かされるようなオドオドしさを感じる。」（2 頁）

## 三、水野は、二元説、小林は一元説

水野は、「著作権法—明治 38 年法政大学講義録」において、著作権の性質を詳しく分析し、著作権は、単一の権利ではなく、財産権と自己の思想を保持する権利（人格権）の二種類の権利からなる混成的権利であると明言していた。

一方、小林は、著作権の本質は、人格権である、という一元説を正しいとしていた。本書 109 頁。

## 四、小林は、自然人しか著作者になれない、と考える一法人が著作者たりうるか

旧著作権法の前身である版権法（明治 26 年 4 月 13 日法律 16 号）は、版権

の発生について、登録主義を採っていたが、次の条項があった。

「第7条第3項、官庁、学校、会社、協会等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書図画ノ版権ハ其ノ官庁、学校、会社、協会等ニ属スルモノトス」

旧著作権法は、著作権の発生に登録等を要しない無方式主義を採用した。ただし、明治43年改正までは、訴訟上の保護を受けるためには、登録を必要としたから、明治43年の法改正により、完全に無方式主義となった。

水野は、官庁、学校、会社、協会等の団体が、著作者あるいは著作権者たりうるかどうかについて、版権法7条3項、あるいは、現行著作権法第15条に相当する条文を置かなかった。ただ、現行著作権法第53条に当たる「旧著作権法第6条 官公衙学校社寺協会会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義を以テ發行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ發行又ハ興行ノトキヨリ30年間繼續ス」という規定は置いた。

そのため、のち学者や裁判例で、①旧法6条を根拠に、旧著作権法は、法人が著作者たりうる、という説と②法人は、著作者たりえないという説に分かれた。

水野は、「著作権法（明治38年法政大学講義録）」（復刻版）80頁で次のように述べた。「法人著作権の主体は必ずしも自然人に限らず、国府県、協会、会社等の如き法人も亦其主体たることを得。例えば此等法人が其機關たる自然人をして著作せしめたる場合に於ては著作物の著作権は其自然人に属せずして法人に属するか如し。唯この場合に法人は事実著作したるものに非ざるか故に原始著作権（オリジナルライト）を有するものに非ずして伝来著作権（デリバチブライト）を有するものなりとの説あり。即ち原始著作権は自然人に属するものにして法人はその著作権を継承したるに過ぎずと云ふにあり。此説も亦一理ありと雖も我が著作権法に於ては、法人の原始著作権をみとむるもの如し（第6条）」。

小林は、アルフェルド博士の「ドイツ著作権法コメントール」を読み、ドイツ法を研究し、水野のこの説に疑問をもった。

## 五、小林は、大正10年特許法に共感する

小林は、日本の特許法の動向にも目を光らせていた。

日本では、明治42年特許法（明治42年4月2日法律第23号）は、被用者が発明をしても、使用者法人の事業の業務範囲の発明については、発明権（特

許を受ける権利)は、使用者に属するとされていた(3条1項「職務上又ハ契約上為シタル発明ニ付特許ヲ受クルノ権利ハ勤務規程又ハ契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ職務ヲ執行セシムル者又ハ使用者ニ属ス」)。

大正10年特許法(大正10年4月30日法律第96号)は、発明権は、必ず被用者に属するとし、その使用者に属せしむる場合も発明権が使用者に付生じるにあらずして、被用者の発明を承継するとした(14条1項)。(第14条第1項「被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ其ノ勤務ニ関シ為シタル発明ニ付テハ性質上使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ノ業務範囲ニ属シ且其ノ発明ヲ為スニ至リタル行為カ被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ任務ニ属スル場合ノモノヲ除クノ外予メ使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ヲシテ特許ヲ受クルノ権利又ハ特許権ヲ承継セシムルコトヲ定メタル契約又ハ勤務規程ノ条項ハ之ヲ無効トス」)

小林はこう書いている。

「又嘗ての特許法中には発明権に関して、職務に関し為したる発明は使用主に特許権が生ずるものとする規定が存していた。所が特許法では、その建前の誤れるを夙に発見して之を改め(特許法第14条)被用者の発明が職務に関するものであった場合でも特許権は発明者自身(被用者)に属するとの建前を取ったのみならず、嘗ての特許法の如き建前を当事者間の契約で定めることをも禁止している。

論者の中には、現行特許法の如き規定が著作権法中に無いから、職務に関する著作の著作権は使用者に属すると説く者あるも、私は、使用者が無体財産権を原始取得するとなす如き建前が不合理なのであって特許法の該当規定が改正を見たのは法の誤れるを正して、本来の姿に返したものと解すべきであると考える。特許法の規定に類似規定あるが故に著作権法上も同様に解すべきものと主張したい。むしろ特許法第14条の規定が無くとも当然権利取得者は著作者乃至発明者自身であると解すべきであって、その反対の建前を取ろうとする場合にこそ特別規定を必要とすると解したい。

前に掲げた著作権法第6条の規定からその反対が推理できるとの説に対しては、私は、同条の規定は、団体名義の著作物には自然人たる著作者が表示されていないために、単に保護期間算定のために設けられたに過ぎないものであつて、団体が著作者であるとするの論拠に同条を利用すべきものに非ずと解する(註二)。」(「現行著作権法の立法理由と解釈」98頁、本書では76頁)

六、映画の著作物の著作者は映画監督だ

映画の著作物の著作者はたれか。

日本は、昭和3年のベルヌ条約ローマ改正条約を受けて、昭和6年、条約に適応した著作権法改正を行おうとした。改正案は、1、講演、演説、説教その他の口述著作物の保護とその制限、2、著作者人格権の保護、3、新聞雑誌の記事の転載、4、ラジオ放送権、5、活動写真の保護など多岐にわたった。

水野は、議会で発言し、条約が要求し、改正法案がそうであった、「著作者の声望名誉を害する改変」への異議申立権を、「著作者の意に反する改変」の異議申立権へ変更させた。

ところで、活動写真すなわち映画の著作物については、1、著作権は著作物を映画化する権利及びその映画の興行権を包含すること（22条の2）、2、活動写真的著作物の著作権を確認し、その独創性を有するもの（劇場用映画）には、一般保護期間を適用し（公表後30年）、独創性を有しないものには、写真的著作物の保護期間を適用するとした（公表後10年）（22条の3,23条）。3、他人の著作物を映画化したる者をも著作者と看做して保護する、但し原作者の権利はこれがために妨げられない（22条の4）、4、活動写真的著作物の著作者の推定に関して、脚本、楽譜と同じくその興行の際、著作者として氏名を表示した者をその著作者と推定するとした（35条3項）。

ところで、当時でも、通常、活動写真（映画）は、映画監督、カメラマン、映画俳優、シナリオ作家、音楽家などが共同作業を行い、製作会社が資金を提供し、興行する。この著作者、著作権者は誰かは、ベルヌ条約ローマ改正条約でも触れていなかった。

ここでも、小林は、「著作者は自然人に限る」という持論から、映画の著作物の著作者は、映画監督とする説を述べる。以下、やや長いが、引用する（前掲、114頁以下、本書105頁以下）。

「次に昭和6年一部改正立法の際に、激しく論議された点がもう1つある。映画の著作者は何人なりやの問題であった。もし映画を図画・写真類似の美術上の著作権に属するものとせば、撮影行為や録音に重きが置かれ、カメラマン、音楽家、俳優等が著作者として必ず第一に問題と上る。又もし映画を芸術学上の著作物に属するものとせば、内容に重きを置いて考えられ、シナリオ・ライター、撮影台本作成者、作曲者、映画監督、道具方、俳優、フィルム整理編輯者その他の関与者が著作者として問題に上る。劇映画の場合には俳優は必ず

存在しなければならない。しかしその演技はすべて映画監督の指示通りに実演するのであるから、俳優は著作の助手、援助者に過ぎないのではないかとの疑問が起こる。カメラマンも同様であり、その行為は機械操作に過ぎないから著作者とは言えないのでないかとの疑問が起こる。その他の者も著作階梯の一部を演ずるに過ぎないのであって著作者と断定するにはこれ亦疑問となる。

そうだとすると、映画監督が著作者であると言うことになる。さりとて上記のすべての人達は、映画著作には何らかの形で関与しており、それらの人達の精神的創作の協力なくしては映画は完成されないとも言える。そこで精神的創作として関与する者のすべての共同著作と見るか、或いは映画監督を以て唯一の著作者と見るかが論議の焦点に上られた。他面又、この映画監督をも含めてすべての関与者は、映画会社の被傭者であるから、使用者である映画会社を著作権者とするのが妥当ではないかとの論議もあった。なる程映画作成には大きな資本を必要とし、その資本が無くては如何に名監督、名俳優等が集まても名画は完成できないのであり、できあがった後も、資本がなければ、広く映画館を通じて上映することも難しいから、映画会社を著作権者と認定することが、実際にも適合し且権利の安定上妥当のようにも思われた。

しかし又本章第一節でも述べたように、著作者は自然人に限るとすることが正論であるとするならば、映画会社は法人であるから、これを著作者と断定することは妥当を欠く。そこで昭和6年の立法当時は著作者は映画監督であると一応断定し、完成された映画の著作権は映画監督が、原始取得するものであるが、彼は映画会社の被傭者乃至専属契約下に在る者であるから、契約に基き、映画著作権は映画完成と同時に映画会社に移るものとする意見に統一して、国会に臨んだのであるが、国会では本件に関する質問を受けなかったので、答弁説明の機会なくして終わった。」

このように、小林は、映画の著作物の著作者は、当時の旧著作権法下で、映画監督とし、著作権は、映画完成と同時に、契約により映画会社に移転する、と意見統一したと述べている。なお、この文章に続けて、ドイツアカデミー法案が、法律に基き取得される著作物利用権の制度を設定し、映画作成の場合、その利用権が映画会社に帰属すると法定していることを紹介している。

## 七、著作権法15条、旧法下の映画の著作物

昭和45年、旧著作権法が全面改正され、新しい著作権法が昭和46年1月1

日から施行された。

この 15 条は、法人等に勤務する者が、職務上作成する著作物について、一定の条件を備えれば、法人等が著作者になる、という規定である。

ここでは、著作権法改正を担当した佐野文一郎の発言を紹介する。

「特許のほうで言っている職務発明に相当する考え方がもちろん 15 条の中にはあるのですが、15 条の場合は実は 2 つの事柄を書き込んでいるので、1 つは法人等の団体の多数の従業者によって作成された著作物について、その団体に著作者たるの地位を認めるという問題、つまり特許でいえば工場発明と俗にいわれているものに相当するものと、それから個人の職務上の著作について、場合によってはその使用者に著作者たるの地位を認めるという、事柄としては職務発明と似たものを取り扱っている。そして、ここで「法人その他使用者」といっているのは、自然人を含むのですね。法人に限らず自然人であっても、それが使用者の地位に立つ場合には、15 条の要件を満たす限りにおいては、従業者にかわって著作者の地位に立つということを書いてある。この考え方は外国の立法例では、フランスの集合著作物の考え方方に近いとおもいます。」（『ジュリスト』1971 年 1 月 15 日号（470 号）94 頁）。

昭和 45 年全面改正の著作権法は、昭和 37 年設置の著作権制度審議会において審議されたが、当時、民法学では、我妻栄教授の法人実在説が通説であり、制度審議会の委員として戒能通孝教授、中川善之助・教授、勝本正晃教授、東季彦教授らも 15 条について特に異論を唱えていない。

15 条について、水野が存命であれば、喜んだであろうし、小林は、苦い顔をしたと想像する。

また、映画の著作物について、著作者は、「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創意的に寄与した者とする。」（16 条）と規定したが、映画の著作物の著作権については、「その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは当該映画製作者に帰属する。」（29 条 1 項）とした。

そして、附則 4 条で、「新法第 15 条及び 16 条の規定は、この法律の施行以前に創作された著作物については適用しない。」、附則 5 条 1 項は、「この法律の施行前に創作された新法第 29 条に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお、従前の例による。」とする。

平成 15 年改正で、保護期間は、公表後 50 年から公表後 70 年に延長された。

平成 15 年改正により、公表後 70 年延長に乗り移った旧法下の映画は、暫くの間、誰も、ビデオ化ができない。

平成 20 年頃、昭和 45 年以前に作成された映画について、これをビデオにして販売する動きが盛んになってきた。

昭和 28 年（1953 年）作成の映画が、「公表後 50 年」であれば、著作権保護期間が満了していることになり、誰でもビデオ化できる。

ところが、当該映画の映画監督が、平成 10 年（1998 年）に死去した人で、小林尋次のいうように、その映画の著作者は映画監督で、契約により、映画製作者となれば、1998 年から 70 年、すなわち 2068 年末まで存続することになる。小林は、自然人である映画監督が映画の著作物の著作者で、契約により、映画会社へ移転し、映画会社が著作権者であるとの説を述べた。昭和 45 年大改正時に、映画会社は、映画監督に対し、著作権を認めないと主張し、29 条を得たのであるが、映画会社にとっては、一旦、映画監督が著作者になるという考え方方は、実に有難いものであった。映画会社の弁護人が、小林の説を主張し、裁判所は、これを採用した。次の判決において、「現行著作権法の立法理由と解釈」の説が引用されたり、述べられている。小林は、こうして蘇った。

東京地裁平成 19 年 9 月 14 日判決判時 1996 号 123 頁（黒澤映画、原告角川映画、一審）

東京地裁平成 19 年 9 月 14 日判決平成 19 (ワ) 8141 号（原告東宝一審）

東京地裁平成 20 年 1 月 28 日判決判時 2012 号 109 頁（黒澤映画、原告松竹一審）

知財高裁平成 20 年 7 月 30 日判決平成 19 (ネ) 10082 号（黒澤映画、控訴人角川映画、控訴審）

知財高裁平成 20 年 7 月 30 日判決平成 19 (ネ) 10083 号（黒澤映画、控訴人東宝、控訴審）

## 八 旧著作権法 30 条 1 項 8 号

旧著作権法 30 条 1 項 8 号は、昭和 7 年、8 年当時、小林尋次のものとへ日参していた N H K の金川義之が働きかけて、制定されたとわたしは推定している。

この条項は、音楽著作権の使用料について、権利者に不利に、放送事業者に有利に働き、現在もまだ、その後遺症が残っていると思う。

当時から、ベルヌ条約違反の疑いがあり、わたしもそう思うのであるが（大

家重夫「改訂版 ニッポン著作権物語」112頁)、本書で、小林は、アルフエルド博士にベルヌ条約違反でないことを縷々説明したところ、「異議なく納得して下さった。」(本書7頁)とある。その理論の説明がないのが残念である。

### 九、貸与権、書簡手紙の保護、肖像権、追及権

小林は、「著作物の貸与回読については、現行法中に全然規定がないが、次の如く解釈すべきである。」として、「もしその行為が経済的収益を挙げる性質のものであれば、展覧と同様に取り扱うべき筋合いである。」(148頁)と現行法下、貸しレコード問題により実現した貸与権について意見を述べていたことが注目される。

書簡手紙の保護について、著作権法において保護してはどうか(76頁)、また、肖像権についてもドイツのアカデミー法案を紹介し、著作権法に規定することに賛成のようである(78頁)(255頁)。

追及権についても、昭和5、6年頃のベルヌ条約同盟事務局機関誌を読み、「面白い行き方もあると思った」こと、ベルヌ条約ブラッセル規定14条の3で規定されていることを紹介している。

### 十、「ミュージック・サプライ」事件

弁護士としての小林尋次の扱った事件に触れる。

北海道は札幌において、事務所で、レコードをかけ、その音楽を有線放送でカフェー、バーに流し、一定の料金を徴収するという新商売が始まった。カフェー、バーにしてみれば、レコードを買わずにすみ、リクエストすれば、音楽が流れるのであるから助かる。しかし、レコード販売店は、売れ行きが激減し、レコード製作会社も打撃を受ける。レコード製作会社は、共同して、このミュージック・サプライの経営者に対し、1、レコード使用差止めの仮処分申請を行い、2、レコード使用禁止と損害賠償請求の本訴を提起した。

1、の仮処分申請については、その必要性がないとして、却下された。

2、本訴については、有線放送は、「放送」ではないが、「興行」であるとし、当時の著作権法30条1項8号の適用により、レコードを有線放送に使用できるが、出所を明示することが必要であるとする原告一部勝訴の判決を下した(札幌地裁昭和32年11月29日判決下民衆8巻11号2253頁)。双方、控訴。この時の出所明示は、レコードの題名、レコード会社名、実演者名、作詞者名、

作曲者名を挙げた。

札幌高裁昭和34年5月29日判決判時188号5767頁は、「一審被告は、」「レコードを有線放送に使用する場合、各レコードにつき、使用の都度、レコード及び楽曲の各題名、作曲者、編曲者、作詞者、演奏者、歌唱者及びレコード著作権者の各氏名を明瞭に放送せよ」というもので、ミュージック・サプライにとっては手厳しい判決であった。ミュージック・サプライ側のみ上告した。

このとき、小林尋次弁護士が、新しく、ミュージック・サプライ側の代理人として登場した。小林は、レコード会社の持つレコード著作権（著作権法第22条の7）は、（機器から機器に複製する、いわゆる有形的複製権のみもつ）と主張し、レコード会社は、有線放送という興行権は持たない、と主張した。まず、最高裁昭和38年12月25日大法廷判決は、著作権法30条1項8号は、憲法29条2項にそるもので、違反ではないとした。最高裁昭和38年12月25日第2小法廷判決は、（1）機器から機器に複製する、いわゆる有形的複製権のみを内容とするものでなく、興行権を含む、（2）出所明示義務の内容は、当該録音物が録音物著作権の写調にかかることを明示すれば足り、これに写調された原著作物の出所まで明示する必要はない。（3）レコードに録音された音楽等を再生して有線放送することは、著作権法30条1項8号の興行に該当する、とした。

## 十一、「毎日の勉強」事件

教科書を発行する会社とその教科書に準拠した自習書・教材を発行する会社がある。

後者は、前者の著作物を再掲している場合が多いから、一般的に、著作物使用料を支払う必要がある。戦後、両者間で協定が結ばれ、平穏に推移していた。教科書発行の会社は、教科書懇話会、のちに教科書協会をつくり、別組織で、「教学図書協会」をつくった。自習書・教材発行の会社は、「図書教材協会」をつくった。

ところが、あたらしくできて、図書教材協会にまだ加入していない日本教育図書出版株式会社が、各科ごとに「毎日の勉強」という学習参考書を発行した。

教科書会社7社（大阪書籍、学校図書、教育出版、大日本図書、東京書籍、日本書籍、光村図書）が、教材会社の日本教育図書出版に対し、「毎日の勉強」の「国語」のみを取り上げ、「偽作物発売禁止仮処分命令申請」を行った。

教科書会社 7 社の代理人弁護士は、伊藤信男弁護士である。

日本教育図書出版の代理人弁護士になったのが小林尋次弁護士である。

担当裁判官は、水田耕一判事（1926—1996）である。水田は、数回の当事者審訊をし、申請後 4 月ののち、「教科書とかかる学習書とは、著作物としての性格を異にするから、両者は別個独立の著作物である」とし、編集著作権も編集著作物の出版権も侵害していない、という決定を下した（東京地裁昭和 40 年 7 月 23 日決定昭和 40 年（ヨ）第 2309 号最新著作権関係判例集 1 集 231 頁）（原告側、抗告ののち、和解した。）。

水田耕一判事は、のち弁護士となつたが、「無体財産権と現代ビジネス」255 頁以下に於て、この決定が正しいと主張し、あわせて、モンタージュ写真事件の控訴審判決を支持すると主張している。

水田決定の是非はともかく（わたくしは反対であるが）、この決定を引き出した小林弁護士は、評価を高めたに違いない。

昭和 40 年代、小林は、社団法人民間放送連盟の顧問弁護士になっている。

わたくしは、昭和 47 年 3 月 8 日民間放送連盟の会合に招かれた時、はじめて、小林さんにお目にかかった。先生の御著書を読んでいますと述べたところ、にこにこと温顔で言葉少く話をされたことを思い出す。

## 附

小林尋次（こばやし・ひろじ）（1900—1977 年）

明治 33 年（1900 年）7 月 19 日、小林秀一の次男に生まれる。大阪市西区出身。大正 8 年、旧制市岡中学校卒業（第 14 期）。第一高等学校。大正 13 年、高文行政科司法科各合格。大正 14 年、東大法学部法律学科卒業。

内務省入省。埼玉県属兼警部。内務省土木局勤務。広島県事務官。昭和 3 年、内務省警保局図書課。図書課在籍のまま、昭和 11 年、駐外内務事務官としてベルリンに駐在。司法省の嘱託を兼任している。

昭和 13 年長崎県学務部長。厚生省労働局賃金課長、厚生省大臣官房文書課長、同総務課長、厚生省人口局長、同健民局長。

陸軍司政長官スマトラ・ランボン州長官。日本敗戦にともない昭和 22 年内地に帰還する。公職追放される。弁護士開業（第 1 東京弁護士会）。人口問題研究会理事、済生会本部監事。民間放送連盟顧問弁護士。昭和 52 年（1977 年）9 月 1 日、逝去。

小林は、昭和 3 年から昭和 11 年まで、内務省警保局図書課で、現在の課長補佐相当の地位で、著作権、選挙の取締などを担当したと述べたが、昭和 3 年 2 月 20 日日本で最初の普通選挙が行われ、多忙をきわめたと思われる。昭和 11 年、駐外内務事務官として、ベルリンに駐在し、ドイツの著作権法学者アルフェルド博士やイススのベルヌ同盟事務局を訪問している。

本書「現行著作権法の立法理由と解釈—著作権法全文の資料として」は、昭和 32 年、文部省社会教育局著作権課を訪問した小林尋次が多年の研究成果である原稿を大田周夫課長に手渡し、文部省において出版したものである。

小林には次の著書、論文がある。

#### 【著書】

「選挙運動取締規範」	良書普及会発兌	昭和 7 年
「改正 選挙法令詳解」	警察精神社	昭和 10 年
「選挙肅正に関する質疑応答」	帝国在郷軍人会本部	昭和 11 年
「現行著作権法の立法理由と解釈—著作権法全文の資料として」	文部省	昭和 33 年

#### 【論文】

選挙運動の為にする文書図画—内務省令改正の経過並に解説	警察研究 1 卷 2 号 49
頁—72 頁 昭和 5 年	
著作権法の改正を論ず（一）	警察研究 1 卷 1 号 63 頁—80 頁 昭和 5 年
著作権法の改正を論ず（二）	警察研究 1 卷 2 号 25 頁—34 頁 昭和 5 年
著作権法の改正を論ず（三）	警察研究 1 卷 6 号 49 頁—64 頁 昭和 5 年
江戸時代の出版検閲史略説（一）	警察研究 3 卷 7 号 67 頁—82 頁 昭和 7 年
江戸時代の出版検閲史略説（二）	警察研究 3 卷 8 号 53 頁—72 頁 昭和 7 年
江戸時代の出版検閲史略説（三）	警察研究 3 卷 9 号 11 頁—28 頁 昭和 7 年
著作権法中改正法律に就て	法律時報 3 卷 6 号 45 頁—56 頁 昭和 6 年
著作権法改正の諸問題	法律時報 5 卷 10 号 20 頁—25 頁 昭和 8 年

なお、本書の再刊に際して、誤植や明白な誤りと認められる箇所は、大家重夫の責任で訂正した。

(大家重夫作成)